厚生労働大臣が定める掲示事項

１　当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関で、以下の各種指定を受けています。

〇救急医療告示病院　　〇労災保険指定病院　　〇生活保護法指定病院

２　入院基本料に関する事項

当院は入院基本料、地域一般入院料３の届出を行っており、１日に 4.6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間毎の配置は次のとおりです。

08：15～17：00 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9.7 人以内です。
17：00～08：15 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 11.5 人以内です。

３　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制、褥瘡対策、身体的拘束を最小化する体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制、褥瘡対策、身体的拘束を最小化する体制の基準を満たしております。

４　「個別の診療報酬の算定の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定の分かる明細書を無料で発行ことと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤名や行われた検査名などが記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

八雲町熊石国民健康保険病院